

最近の動きについて

国土交通省 自動車交通局

平成22年12月6日

- 1 . 特別会計事業仕分けについて
(仕分けの概要、当日の配付資料の抜粋)
- 2 . 仕分けの結果及びこれを踏まえた方針案について
- 3 . 一般会計からの繰戻しについて

1. 特別会計事業仕分けについて

行政刷新会議ワーキンググループ（事業仕分け第3弾前半）

自動車安全特別会計

日程：平成22年10月30日(土)
 時間：13時15分～17時45分
 場所：池袋サンシャインシティ文化会館2階

時刻	項目名	事業名
13:15～14:30	事故対策関連事業	(1)自動車事故防止対策事業 (2)被害者保護対策事業
14:30～16:15	保障・検査登録関連事業	(1)政府保障事業業務委託費 (2)自動車検査独立行政法人 (3)自動車登録検査システム(MOTAS)の維持管理
16:15～17:45	制度のあり方	

特別会計ワーキンググループB（評価者）

国会議員

長妻 昭	衆議院議員
本多平直	衆議院議員
岡田康裕	衆議院議員
緒方林太郎	衆議院議員
長嶋一由	衆議院議員
花咲宏基	衆議院議員

寺田 学	内閣総理大臣補佐官
園田康博	内閣府大臣政務官

民間有識者等

太田康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授
梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員
土居丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
樫谷隆夫	公認会計士・税理士

事業仕分け第3弾 国民の声(意見募集) 内閣府 官邸 国家戦略室

行政刷新会議

▶ Government Revitalization Unit ホーム 事業仕分け第3弾 行政刷新会議について



その他の写真を見る

※当ページで案内しているPicasaのWebサイトは、Google社のサービスを利用の下、内閣府行政刷新会議事務局が運営しています。

事業仕分け(平成22年10～11月)

事業仕分けは、公開の場において、外部の視点も入れながら、それぞれの事業ごとに要否等を議論し判定するものであり、透明性を確保しながら、予算を見直すことができる有効な方法です。

事業仕分け第3弾として、特別会計を対象に10月27日(水)から30日(土)の4日間(前半)、再仕分けを対象に11月15日(月)から18日(木)の4日間(後半)で実施しました。

なお、特別会計を対象とした事業仕分け第3弾(前半)の様子は**政府インターネットテレビ14ch**(別ウィンドウで開きます)をご覧ください。

平成22年4月・5月実施分(第2弾)についてはこちら
平成21年11月実施分(第1弾)についてはこちら

ネット中継はこちら

事業仕分けラテ欄
タイムスケジュール [最新のラテ欄へ](#)

11月15日 再仕分け (1日目)	月曜日 (1日)	ラテ欄 詳細と速報
11月16日 再仕分け (2日目)	火曜日 (2日)	ラテ欄 詳細と速報
11月17日 再仕分け (3日目)	水曜日 (3日)	ラテ欄 詳細と速報
11月18日 再仕分け (4日目)	木曜日 (4日)	ラテ欄 詳細と速報
10月27日 特別会計 (1日目)	水曜日 (1日)	ラテ欄 詳細と速報
10月28日 特別会計 (2日目)	木曜日 (2日)	ラテ欄 詳細と速報
10月29日 特別会計 (3日目)	金曜日 (3日)	ラテ欄 詳細と速報

1.(1)自動車事故被害者の救済について

自動車事故被害者救済の必要性

・我が国は世界でも有数の「クルマ社会」であり、今日、自動車なしの国民生活は成り立たない。

一方で・・・

交通事故により、毎年約5,000人もの死者、900,000人にのぼる負傷者（重度後遺障害者は約2,000人）が発生。

・「クルマ社会」の構成員は、自動車による便益の最大の受益者である一方、いつどこで発生するか分からない交通事故の潜在的な加害者である。



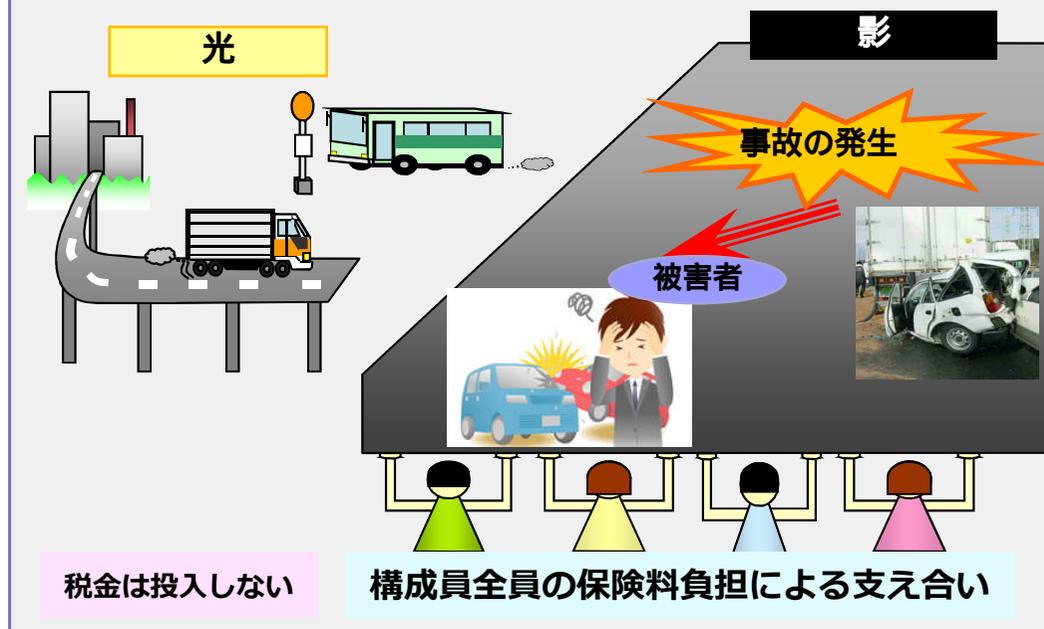
誰もがその当事者になり得る 交通事故という“脅威”に備えるため、保険制度による「セーフティネット」が構築されている。

自動車事故被害者救済制度の考え方

自動車ユーザー全体が加入する全国一律の強制保険を通じた支え合いの仕組みを長期安定に構築するため、ユーザー負担の保険料と他の財源とを明確に区分することで、適切な保険料と給付の水準を維持すること。

保険事業としての営利性を排し、可能な限り低廉な保険料水準を設定すること。結果的に余剰が生じた場合でも、「クルマ社会」の構成員に直接的又は間接的に還元すること。

「クルマ社会」の光と影



給付の性質は、原因者負担としてのユーザーが負担した保険料を原資とする支え合いの給付であること（国が行う場合でも税金による恩恵的給付ではない。）。

交通事故において存在する、民間の保険制度だけでは必ずしも救済できない被害者への手当てを政府が措置すること（ひき逃げ事故の損害賠償、重度後遺障害者の療護施設運営等）。

1.(2) 自動車安全特別会計（自動車事故対策勘定）について

概要 ・ 自動車事故による重度後遺障害者等の被害者救済対策及び事故発生防止対策

・ 終生苦しむことになる重度後遺障害者等への救済対策は、以下の理由から、**保険金支払だけでは限界がある。**

＊ 自賠責保険における保険金は一時金であり、年金のような継続的給付でないこと

＊ 一般病院は症状の固定した重度後遺障害者を長期にわたって受け入れる余裕がないこと

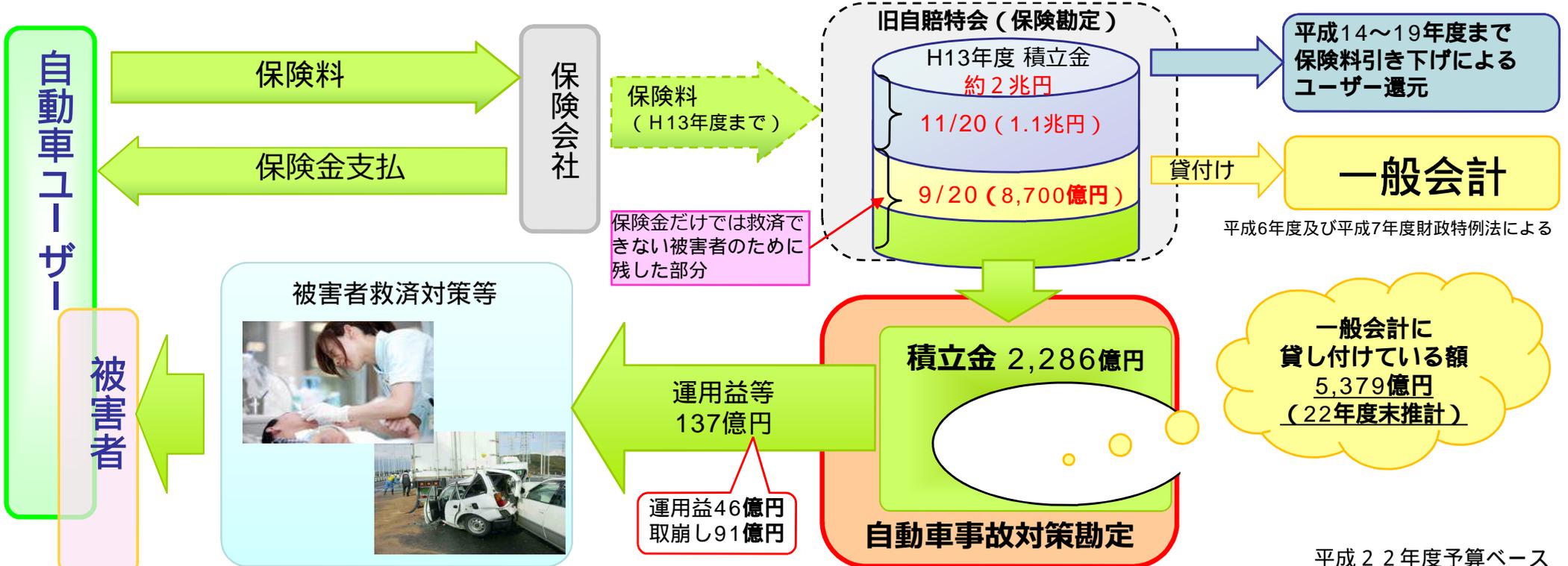
・ これら重度後遺障害者等を中心とした被害者救済対策は、**継続的かつ安定的に実施されることが必要。**

このような要請に応えるため、平成13年度までの政府再保険制度時代にユーザーが負担した保険料の累積運用益のうちユーザーへの還元部分を除く約半分弱を基金として積立て。

税金ではなく**保険料を原資とする基金**の運用により、被害者救済対策及び事故発生防止対策を安定的に実施
（クルマ社会の支え合い）

制度の全体像

<平成13年法改正に基づくスキーム>



1.(3) 平成13年自賠法改正の考え方

法改正の論点

規制緩和の流れから政府再保険制度を廃止するに当たり、これまで自動車ユーザーが負担した保険料の累積運用益（約2兆円）の使い途が問題となった。

当時の主な議論

イ 政府による保険金の全件支払チェックの廃止は被害者保護の後退につながるとして、再保険制度の廃止に反対

ロ 累積運用益を、保険料負担軽減によるユーザー還元と、被害者救済対策のための積立金とにバランス良く配分

ハ 累積運用益については、その全額をユーザーに還元した上で、被害者救済対策のための新たな賦課金制度を創設

法改正の結論

累積運用益の11/20をユーザー還元、9/20を積立金として被害者救済対策等に充てることを、自動車損害賠償保障事業特別会計法（当時）附則第4条第4項で規定。

○自動車損害賠償保障法 附則第4項

国土交通大臣は、被害者保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため（略）自動車事故対策計画（略）を作成するものとする。

特別会計に関する法律 附則第62条

自動車事故対策勘定において（略）自動車事故対策計画を安定的に実施するために必要な金額を、積立金として積み立てるものとする。

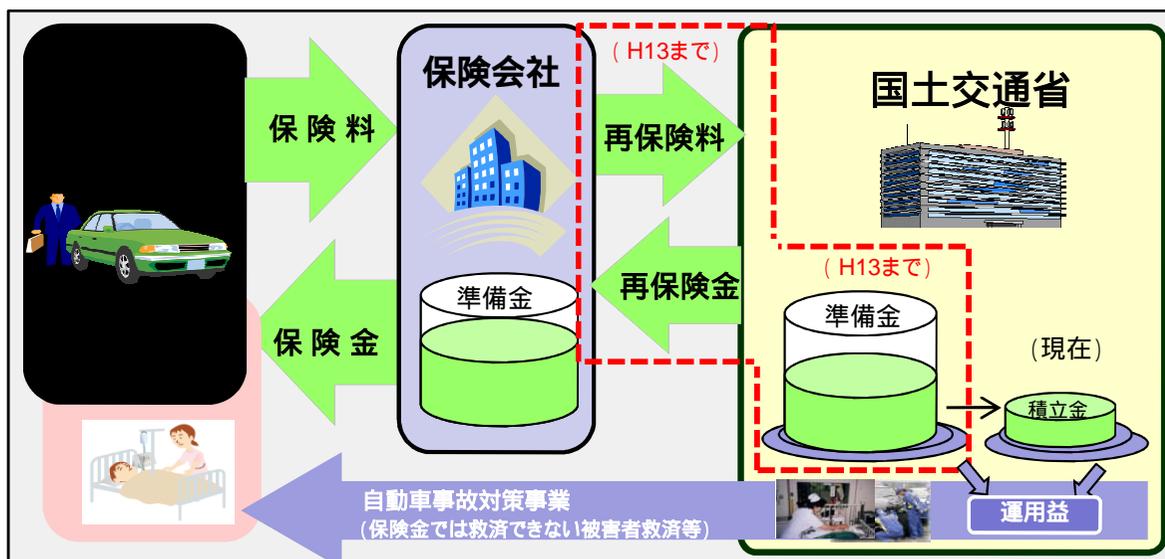
国会での附帯決議

■衆議院（平成13年6月6日 国土交通委員会）

- 1 自動車事故被害者、特に重度後遺障害者等の増加にかんがみ、一層の被害者保護の充実を図ること。
- 4 運用益活用事業については、その内容の適正化と効率化を図るため、自動車事故対策計画策定の際に自賠責審議会等の場で十分議論するとともに、その結果についても意見を求めること。
- 8 自動車事故を防止し、国民を事故被害から守り、精神面も含め、被害者を救済するための諸施策については、各省庁がより一層協力し、総合的な取組みを図るよう努めること。

■参議院（平成13年6月21日 国土交通委員会）

- 8 運用益活用事業については、財源が自賠責保険の果実であることに留意し、事業の必要性及び実施方法を見直すとともに、その情報を公開すること。
- 11 療護センターにおける介護病床の整備とともに、一般病院への短期入院・委託等により、介護病床の拡大に努め、重度後遺障害者の療養対策の強化を図ること。
- 13 自賠責特会から一般会計への繰入金及び自賠責特会の当該勘定において生じていたと見込まれる運用収入は、速やかに自賠責特会に繰り戻すこと。



1.(4) 被害者救済対策の具体例

被害：遷延性意識障害（最重度後遺障害）

- ・ 重度の昏睡状態を指す病状。俗にいう「植物状態」
- ・ 通常とは比較にならない重度の介護が必要
通常 of 病院の看護体制では受入れ不可能
事故後被害者は病院たらい回し 自宅介護



(入院時) 完全な植物状態

ワンフロア病棟・プライマリーナーシングシステム

対策：療護センターにおける治療・看護

- < (独) 自動車事故対策機構が設置・運営、全国4か所 >
- ・ 自動車事故の遷延性意識障害被害者を専門に受け入れ、治療・看護を実施
- ・ 他に類似の医療機関がないため、自ら治療・看護技術を研究・開発 この分野の最先端をリード



(2年後) 自力摂食可能

被害： 重度後遺障害

- ・ 神経系統の機能等に障害を残し、常時（第1級）又は随時（第2級）介護を要するもの（寝たきり状態）。
- ・ 労災保険など他の社会保障制度で救済ができない場合は、被害者は、長年の介護経費を十分に賄えないのが実態

< 他の保険制度の対象者 >

労災保険 労働者の業務上の災害
介護保険 65歳以上の高齢者

< 特 種の被害者の所要額例 >

介護用品の購入 33,000円 / 月
(紙オムツ、尿とりパット、使い捨て手袋
ガーゼ、吸痰用カテーテル等)

○福祉サービスの利用 112,000円 / 月
(ホームヘルプ、訪問入浴、リハビリ等)



対策： 介護料の支給

- < (独) 自動車事故対策機構を通じて重度後遺障害被害者に直接支給、一人29,290円～136,880円 >
- ・ 対象者4,489人 (H21年度)、予算額31億円 (H22年度)
- ・ 個別に被害者宅に訪問し、介護に関する相談等や精神的な支援を併せて実施

(参考) 交通事故の重度後遺障害被害者 (他保険適用者を除く)

療護センター等受入れ

262床

介護料特 種
909人

介護料 種 2,503人

介護料 種 1,077人



訪問支援サービス

1.(5) 被害者保護対策・自動車事故防止対策 (22年度予算額: 137億円) の全体像

Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism

- ✓ 終生苦しむこととなる自動車事故による重度後遺障害者等への救済対策は、保険金の支払いだけでは限界がある。
- ✓ 事故の発生から、治療、加害者や保険会社との話し合い、その後の介護生活に至る一連の過程を通じて、被害者及びその家族の救済を図る上でポイントとなる事業を実施。(クルマ社会の支え合い)
- ✓ 併せて、そもそもこうした不幸な交通事故を未然に防ぐことが必要。(被害者の願い、保険収支の改善)

事故発生



被害の軽減

自動車事故救急法普及事業
＜自動車事故救急法普及事業を行う者・10百万円＞
事故現場で適切な
応急処置を行うための
知識と技術の普及



救急医療支援

自動車事故医療体制整備事業
(救急医療機器整備事業)
＜医療機関・229百万円＞
事故被害者が搬送される
病院におけるMRI,CTなどの
救急医療設備の整備



事故の相談・解決

自動車事故相談及び示談
あっ旋事業
＜(財)日弁連交通事故相談センター・570百万円＞
弁護士による法律相談、示談
あっ旋事業等の実施 (無料)

「紛争処理機関」が行う紛争
処理業務
＜(財)自賠責保険・共済紛争処理
機構・150百万円＞
専門医、弁護士、交通工学専
門家らからなる委員会による、
保険金の紛争事案の審議
(無料)



交通事故の被害は依然として深刻

死者 4,914名
負傷者 91万115名
(平成21年末)

自動車事故の防止

安全指導業務(適性診断・指導講習)
・自動車アセスメント業務
(独)自動車事故対策機構 次頁へ>
安全運転推進事業
＜安全運転推進事業を行う者・40百万円＞
実際に車を運転させて行う実践的な安全運転研修の実施
自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業
＜自動車運送事業者等・1,302百万円＞
先進安全自動車の普及、運行管理の高度化及び
社内安全教育の実施等



自賠責保険の加入義務

無保険車防止対策事業
＜無保険車防止対策事業を
行う者・38百万円＞
自賠責保険の加入促進
(例:累積違反者への通知、
コンビニでの手続き周知)



重度後遺障害者への支援

療護センター等の運営・介護料の支給等
＜(独)自動車事故対策機構 次頁へ＞
自動車事故医療体制整備事業(短期入院協力事業)
機関・73百万円＞
在宅ケアを受けている重度後遺障害者が専門的治療を受けるための
短期入院協力事業の実施



＜医療

交通遺児への支援

交通遺児育成基金事業
＜(財)交通遺児育成基金・146百万円＞
交通遺児が成長に合わせて計画的に資金
を用いられるよう、交通遺児から預かった資金
を運用の上、定期的に交付するとともに、
交通遺児の集いを開催



1.(6) 被害者保護対策・自動車事故防止対策((独)自動車事故対策機構の業務)

Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism



愛称 “ナスバ”
National Agency for Automotive
Safety & Victims' Aid

目的 自動車事故の発生防止、被害者の保護の増進
 設立 H15年10月～(前身 自動車事故対策センター S48年～)
 組織 本部(東京)、全国に50支所、療護センター4カ所
 役職員 340名(うち役員6名、職員334名)(H22年4月1日現在)
 予算 運営費交付金7,420百万円・施設整備費補助金384百万円(H22年度)

被害者援護業務

事故被害者を**支える**



療護センター等の運営
 遷延性意識障害の被害者を専門に
 受入れ治療。世界トップクラスの成果
 ・全国6カ所(262床)



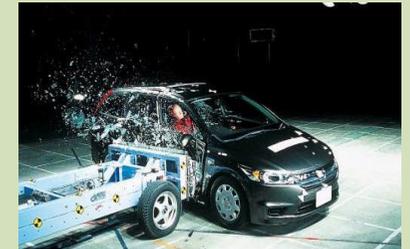
介護料の支給
 重度後遺症の被害者に、日々の
 介護に必要な経費を支給
 ・H21年度末実績 4,489人



育成資金貸付
 生活困窮家庭の交通遺児等に対し、
 生活資金の貸付、友の会活動等の支援
 ・H21年度実績 602人

自動車アセスメント業務

自動車事故から**守る**



自動車を市中で購入し衝突試験によって、
 最低限の安全基準をどの程度上回る安全
 性があるかを評価し、国民に公表

・H21年度 17車種

安全指導業務

自動車事故を**防ぐ**



適性診断
 運送会社のプロドライバーに対し、専
 用の機器を用いて運転特性、視力等
 を診断し、安全運転を指導
 ・H21年度受診者数 46万人



指導講習
 運送会社でプロドライバーを指導す
 る役職である「運行管理者」に対し、
 指導上必要な知識・ノウハウを講習
 ・H21年度受講者数 14万人

事業仕分け(22年4月)評
 価結果

ユニバーサルサービスを確保しつ
 つ自治体とも協力して民間への移
 行を進める
 (早急に施策を具体化)

【対応状況】
 民間への移行にあたっての課題整
 理、対策の検討を行い、民間団体
 に業務の開始を働きかけている。

事業仕分け(22年4月)評価結果

他の法人で実施し、コストを縮減
 【対応状況】

交通安全環境研究所の試験施設の改修、
 担当職員の手当、法改正等の課題がある
 ため、平成24年度から業務を移管するこ
 とを念頭においており、国土交通省、自動車
 事故対策機構、交通安全環境研究所の関
 係者による移行チームを結成し、検討を開
 始している。

1.(7) 自動車安全特別会計（保障勘定）について

概要

- ・ 政府再保険制度下において契約された保険に係る再保険金の支払い
- ・ 自賠償の請求ができないひき逃げや無保険車による事故の被害者に対する支払い（政府保障事業）

再保険金の支払い

自賠法改正により政府再保険制度が廃止された平成13年度以前に締結された再保険契約に基づく再保険金の支払等を行う。

後遺障害の症状固定までには長期間を要する場合も多いこと、係争案件については訴訟等に時間を要することなどから、今後相当の期間、政府の責務として再保険に係る自賠償保険金の支払いを継続する必要がある。

政府保障事業

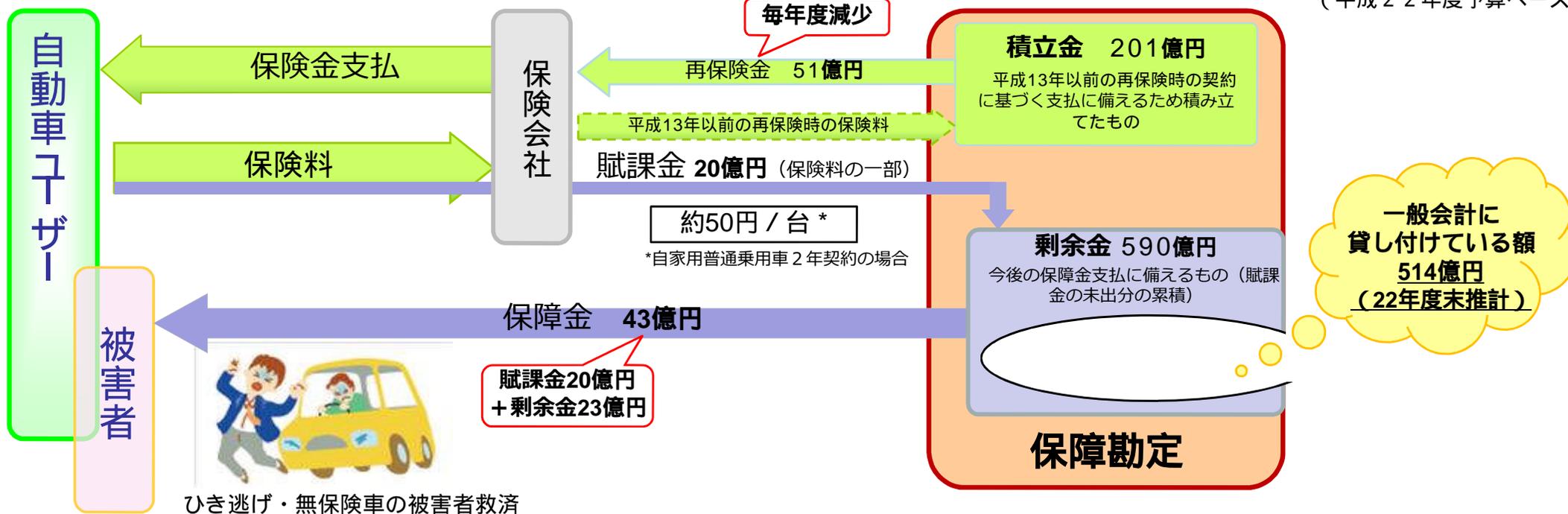
自賠償保険の請求ができない、ひき逃げ事故や無保険車事故の被害者を救済するため、「クルマ社会の支え合い」の考え方に基づき、自動車ユーザーの保険料の一部である賦課金を原資として、政府がこれらの被害者に自賠償保険並みの損害のてん補を行う。

政府は、てん補額のうち加害者に帰責される分を加害者に求償する。



制度の全体像

（平成22年度予算ベース）



1.(8) 政府保障事業について

政府保障事業は、加害者が自賠責保険に加入していない（無保険車両）場合や、ひき逃げで加害者が不明であることから自賠責保険への請求ができず、他の手段では救済を受けることができない被害者に対し、国が必要最小限の救済を行うもの。

原資は被保険者からの賦課金【1契約当たり50円（自家用普通乗用車2年契約）】

手続きの流れ



取扱件数、金額

平成20年度実績値

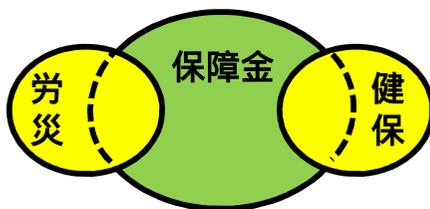
	受案件数	支払件数	支払保障金額
ひき逃げ	2,150	1,928	14.7億円
無保険	638	550	15.3億円
合計	2,788	2,478	29.9億円

制度のポイント

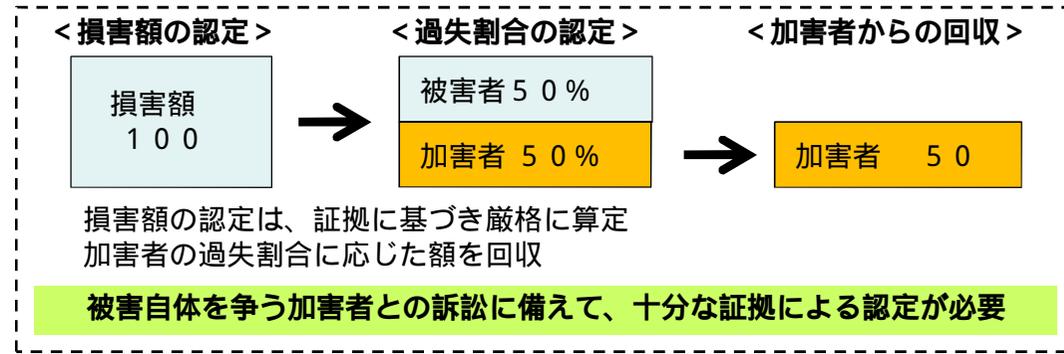
無保険事故についての申請では、盗難車等による犯罪が絡むケースも多く、事故状況、治療費、休業損害、慰謝料、逸失利益等の事実確認が煩雑で困難なことが多い。

ひき逃げについての申請では、被害者の主張以外に証拠がない場合が多く、裏付け調査が不可欠（例えば、単に自分で転倒した案件で、ひき逃げと主張する申請も多い。）。

他の制度で給付を受けることができる場合は、政府保障事業の保障金額から控除する。



過失割合に応じた加害者への求償が必要なことから、過失割合等の厳格な算定が求められる。



被害者からの請求により手続きが始まるため、窓口はできるだけ被害者の身近な場所とすることが必要。

（ 全国の保険会社 約3,000カ所 + JA共済の窓口で請求可能）



被害者の請求の利便と、民間の調査能力活用を図るため、一部の業務を保険会社等に委託

1.(9) 政府保障事業業務委託費について

政府保障事業の業務は大きく分けて、①請求受理、②損害額調査、③損害のてん補額決定、④支払の4つの業務があるが、民間の調査能力を活用し、被害者の請求利便を図る観点から、③の損害のてん補額決定以外の業務は、保険会社等に委託することができる（自動車損害賠償保障法第77条）。

政府保障事業の委託業務の主な流れ（例）

手続きの流れ

委託業務 支払	国の業務	委託業務		業務内容
		損害調査	受付	
国への報告・請求作業 支払い作業 請求者への通知 経理・システム処理 決定通知内容確認・整理 決定通知受理	委託業務の内容チェック 補足調査等の実施 保障金てん補決定等	調査報告書の作成 損害額の算出 後遺障害参考意見作成 被害者勤務先等への照会 労災・健保等への照会 医療機関等への照会 自賠責全社調査 事故状況報告書の作成 警察等への調査 事故現場調査 被害者・加害者からの回答 内容の確認	被害者・加害者への事故状況照会 被害者・加害者への授受金示談状況の照会 損害調査部門への事案送付 内部の事務作業 請求書・提出書類の確認 請求書受付	

自賠責保険、任意自動車保険との経費の比較

平成20年度決算ベース

	支払保障金額	業務委託費	(支払額100円当たり)
政府保障事業	29.9億円	8.5億円	28.4円
自賠責保険 (注1)	9,048億円	経費(社費)(注3) 2,329億円	(支払額100円当たり) 25.7円
任意自動車保険 (注2)	2兆1,753億円	経費(保険引受事業費)(注3) 1兆3,992億円	(支払額100円当たり) 64.3円

(注1) 自賠責保険のデータは、自賠責審議会資料(平成22年1月)による。

(注2) 任意自動車保険のデータは、損害保険協会による。(任意自動車保険を取り扱っている24社の合計値である。)

(注3) 保険会社等のコストのうち、支払保険金額以外のもの。

2.仕分けの結果及びこれを踏まえた方針案

特別会計事業仕分け 評価結果

対応方針案

平成23年度予算に反映

1. 自動車事故防止対策事業・被害者保護対策事業

①自動車事故防止対策事業の縮減

- ・バス利用促進等総合対策事業について、継続事業のみ予算計上（平成22年度予算額623百万円）

救急医療機器整備事業の縮減等

- ・自動車事故被害者の受入れが多い病院を厳選、かつ厚生労働省と連携して補助の必要が高い病院を厳選（同229百万円）
- ・無保険車防止対策事業の廃止（同38百万円）

③重度後遺障害者支援の充実

- ア）短期入院助成事業の拡充**（同75百万円）
（例：差額ベッド代を助成する限度日数（年間30日）の拡充）
- イ）短期入院協力事業の拡充**（同73百万円）
（例：対象病院数の増加、ケアプラン作成経費、痰吸引装置等の購入費を追加（病院が一般的に有する機器は対象外））



	WG結論	とりまとめ内容
自動車事故防止対策事業	<p style="text-align: center;">見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容の見直しを行う 8名 ●内容の見直しを行わない 1名 <p>予算要求の圧縮 5名 （～10% 1名、～20% 2名、～50% 1名、それ以上 1名） （注：重複有り）</p>	<p>今年4月の事業仕分けの結果を着実に実施し、厳に必要なものに限定。当面、直接被害者のためになるもの以外は廃止し、「被害者保護対策事業」に集中すべきとの意見があった。バス事業は継続事業の終了をもって終了すべきとの意見もあった。</p>
被害者保護対策事業	<p style="text-align: center;">見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容の見直しを行う 10名 <p>予算要求の圧縮 3名（～10% 2名、～20% 1名） 予算要求どおり 1名 （注：重複あり）</p>	<p>積立金には限りがある中、重度後遺障害者への支援に集中し、また、「自動車事故防止対策事業」から「被害者保護対策事業」に予算をシフトするなど選択と集中を行うべき。また、厚生労働省など関係省庁との調整を適切に図るべき。</p>

このほか、救急医療機器整備事業について、自動車事故との関連性が薄いなどとの意見があった。

2. 政府保障事業業務委託費

	WG結論	とりまとめ内容
政府保障事業業務委託費	<p style="text-align: center;">縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容の見直しを行う 6名 ●内容の見直しを行わない 2名 <p>●予算要求の圧縮（～10% 4名） 予算要求どおり 1名 （注：重複あり）</p>	<p>実際の業務量に応じた単価設定など委託費の縮減を努力されたい。縮減幅については、10%程度の縮減との意見が複数あったが、一方で現状でよいとの意見も複数あった。</p>

・実際の業務量に応じた単価設定等による委託費の縮減に向け、保険会社等を構成員とする「政府保障事業業務委託費の見直しに関する検討会」を設置したところ。検討を踏まえ、可能なものは平成23年度予算に反映する。（平成22年度予算額8.8億円）

2.仕分けの結果及びこれを踏まえた方針案

特別会計事業仕分け 評価結果

対応方針案

を除き、平成23年度予算に反映

3. 制度のあり方

	WG結論	とりまとめ内容
<p>枠組みのあり方 (主体・区分経理)</p>	<p>現状の制度を継続 (保障勘定、自動車事故対策勘定)</p> <p>(自動車事故対策勘定) 特別会計の廃止(一般会計に統合) 3名 (一部廃止 1名) 現状の制度を継続 7名(見直し)</p> <p>(保障勘定) 特別会計の廃止(一般会計に統合) 1名 他の特別会計・勘定と統合 1名 現状の制度を継続 8名(見直し)</p>	<p>個別事業に関する仕分けの議論を踏まえ、被害者救済等に、より資する事業としていくなど検討していただきたい。</p>
<p>積立金・剰余金の取扱い</p>	<p><積立金の取扱い> 積立基準について現在の残高の扱いも含め見直し</p> <p>現状維持 2名 ●積立基準について現在の残高の扱いも含め見直し 6名 ●積立金制度を抜本的に見直し 2名</p> <p><剰余金の取扱い> 受益者のために適切に活用</p> <p>現状維持 1名 ●発生抑制の努力 4名 ●受益者のために適切に活用 4名 一般会計に繰り入れ 1名</p>	<p>積立金・剰余金について、関係者の理解を得つつ、事故被害者の救済など受益者のために真に必要な分野に活用すべき。</p>

- 
- ①一般会計繰入金の繰戻しを継続して要求する。
 - ②自動車事故対策勘定の積立金については、その運用益事業を上記のとおり見直す。
 - ③保障勘定の剰余金を政府保障事業に更に充てることを検討する。
(「賦課金 1 : 剰余金 1」としている現在の割合を見直す。)

(参考) 在宅の重度後遺障害者への支援の強化

療護センターは、委託病床を含め全国6カ所合計262床しかなく、最重度の後遺障害者（遷延性意識障害）に限った救済対策

その他大部分の重度後遺障害者は在宅

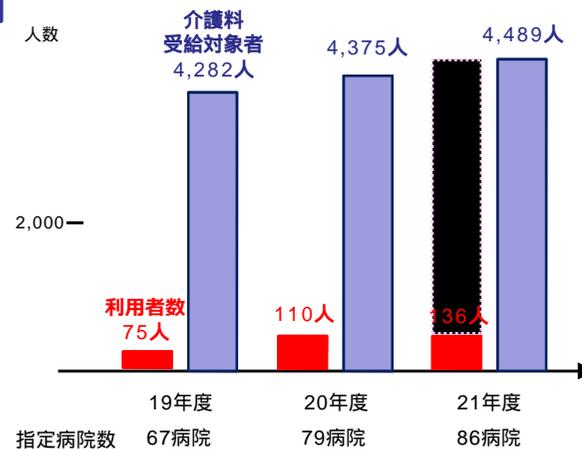
療護センターにおけるワンフロア/プライマリーナーシングシステム



重度後遺障害被害者の全体像



短期入院協力病院の利用実績



○介護に忙殺され、社会から孤立しがちな重度後遺障害者・家族を支援するため、以下を実施

(経済面の支援)	(精神面の支援)	〔メディカルチェック・ 介護者の休息〕	(親亡き後問題等)
介護料の支給 H22年度予算額31億円 受給対象者4,500人	訪問支援サービス NASVA職員が家庭訪問し、介護のノウハウ等について情報提供	短期入院協力事業 H22年度現在 86病院を指定	サポートネットワークの構築 H22年度に横浜、仙台地区でモデル実証実験



○年に数週間程度の短期入院は、安定的な介護生活を送る上で、非常に重要であり、短期入院協力事業には高い潜在的ニーズがあるにもかかわらず、指定病院の多くは入院実績がないなど、利用が低迷

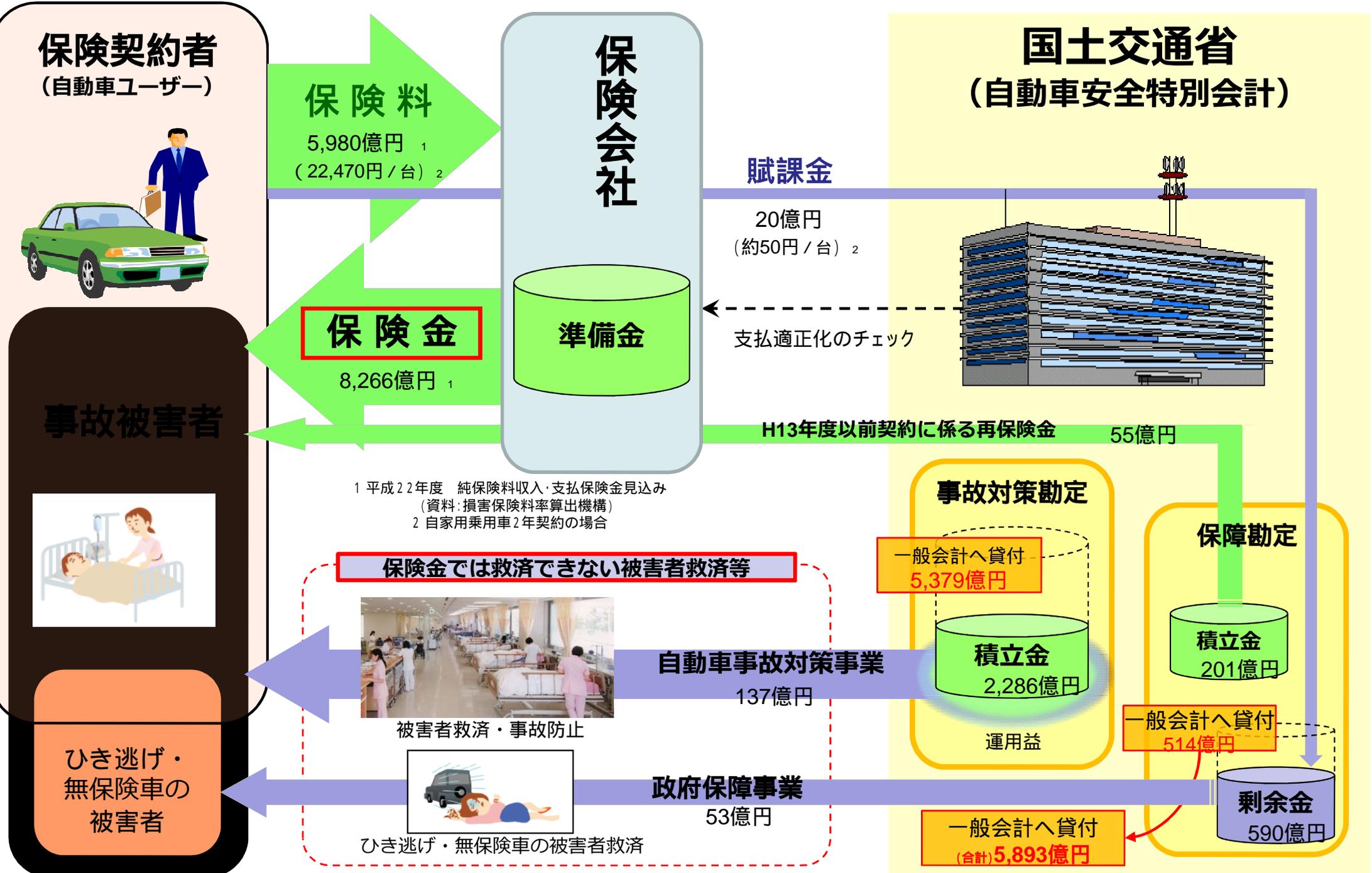
現行の短期入院協力事業を重度後遺障害者・家族のニーズにあったものに改良することが急務

訪問支援サービス～介護のノウハウや近隣の他の被害者の所在情報などを提供し、被害者・家族を精神面で支援

対応策	検討会の開催 遷延性意識障害者、高次脳機能障害者の在宅介護を行う家族や有識者による検討会を開催し、医療・看護の実務担当者等にも意見を聴きながら、制度の改良に向けた具体的検討を早急に実施（H22.11.26 第1回検討会開催済み）
	予算の増額 特会事業仕分けにおいて見直しの評価を受けた「救急医療機器整備事業」等を縮減することにより、所要の財源を確保し、短期入院協力事業に係る対策費を増額

3.(1) 我が国の自動車損害賠償保障制度 (平成22年度予算ベース)

Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism



上記の他に、保障勘定には無保険車事故の加害者からの債権回収金(約6億円)、事故対策勘定に交通遺児貸付の償還金の収入(約10億円)がある。

3.(2) 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況

1. 「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」及び「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」に基づく一般会計に繰り入れた繰入金の同会計からの繰り戻し。

注：上記の財政特例法は「自賠特会から一般会計への繰入金について後日、予算の定めるところにより、繰入金相当額及び利子相当額を一般会計から自動車安全特会に繰り入れる」旨を法定。

2. 一般会計の繰入金の繰入れ・繰戻し状況

○保険勘定（自動車事故対策勘定）

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	7,800億円		7,800億円		当初
7年度	2,910億円		10,710億円		当初
8年度		1,544億円	9,166億円		補正
9年度		808億円	8,358億円		補正
12年度		2,000億円	6,358億円		当初
13年度		2,000億円	4,358億円		当初
15年度		508億円	4,358億円		補正(利子分)
22年度 未累計	10,710億円	6,860億円	4,358億円	1,021億円	

* 保険勘定からの繰入分は自動車事故対策勘定へ繰戻し

* 利子相当額のうち平成15年度1次補正予算において元本未繰戻し分に相当する508億の繰戻し
(15年度における自動車事故対策勘定の預託金の途中解約に伴う逸失利子等24億を含む。)

保障勘定

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
6年度	300億円		300億円		当初
7年度	190億円		490億円		当初
15年度		61億円	490億円		補正(利子分)
22年度 未累計	490億円	61億円	490億円	24億円	

* 利子相当額のうち平成15年度1次補正予算において全額の61億を繰戻し

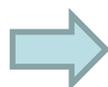
合計

年度	繰入額	繰戻額	元本残高	利子相当額	備考
22年度 未累計	11,200億円	6,921億円	4,848億円	1,045億円	

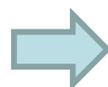
* 利子相当額のうち平成15年度1次補正予算において元本未繰戻し分に相当する569億の繰戻し

3. 繰戻し期限

平成9年度から
平成12年度までの間



平成13年度から
平成16年度までの間



平成17年度から
平成23年度までの間

3.(3) 参照条文（一般会計への繰入れ）

平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）（抄）

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

第七条 政府は、平成六年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から七千八百億円、同特別会計の保障勘定から三百億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）（抄）

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）

第十条 政府は、平成七年度において、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定から二千九百十億円、同特別会計の保障勘定から百九十億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。